

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前																				
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第1編 総 則 用語の意義 この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げるところによる。 なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義されている用語については、当該定義されているところによる。 <table border="1"> <tr> <th>用 語</th><th>意 義</th></tr> <tr> <td><u>構造特区法</u></td><td>構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）をいう。</td></tr> <tr> <td><u>構造特区規則</u></td><td>財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成20年財務省令第36号）をいう。</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>（削除）</td><td></td></tr> </table> 第7編の2 構造改革特別区域法関係 第28条及び第28条の2 （共通関係） 1 「果実」の定義 <u>構造特区法</u>第28条及び同法第28条の2に規定する「果実」の定義については、第2編第3条（その他の用語の定義）の3<「果実」の定義>の定めを準用する。 2 「生産」の意義 <u>構造特区法</u>第28条及び同法第28条の2に規定する「生産」とは、栽培等の人為的な作業を伴う行為をいうのであり、単に自生している果実又は農産物を採取する行為などは含まれないのであるから留意する。 3 「<u>その他気象上の原因による災害</u>」の範囲 <u>構造特区規則</u>第1条第1項第3号及び同条第2項第3号又は同規則第3条に規定する「<u>その他気象上の原因による災害</u>」には、例えば、ひょう害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雨害湿潤害、冷湿害、土壤湿潤害、雷害、地すべりの害等が含まれる。 第28条 酒税法の特例 第1項及び第2項関係	用 語	意 義	<u>構造特区法</u>	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）をいう。	<u>構造特区規則</u>	財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成20年財務省令第36号）をいう。			（削除）		別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第1編 総 則 用語の意義 この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げるところによる。 なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義されている用語については、当該定義されているところによる。 <table border="1"> <tr> <th>用 語</th><th>意 義</th></tr> <tr> <td><u>特区法</u></td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td><u>特区規則</u></td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>総合特区規則</u></td><td><u>財務省関係総合特別区域法施行規則（平成23年財務省令第55号）をいう。</u></td></tr> </table> 第7編の2 構造改革特別区域法関係 第28条及び第28条の2 （共通関係） 1 「果実」の定義 <u>特区法</u>第28条及び同法第28条の2に規定する「果実」の定義については、第2編第3条（その他の用語の定義）の3<「果実」の定義>の定めを準用する。 2 「生産」の意義 <u>特区法</u>第28条及び同法第28条の2に規定する「生産」とは、栽培等の人為的な作業を伴う行為をいうのであり、単に自生している果実又は農産物を採取する行為などは含まれないのであるから留意する。 （新設） 第28条 酒税法の特例 第1項及び第2項関係	用 語	意 義	<u>特区法</u>	（同左）	<u>特区規則</u>	（同左）			<u>総合特区規則</u>	<u>財務省関係総合特別区域法施行規則（平成23年財務省令第55号）をいう。</u>
用 語	意 義																				
<u>構造特区法</u>	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）をいう。																				
<u>構造特区規則</u>	財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成20年財務省令第36号）をいう。																				
（削除）																					
用 語	意 義																				
<u>特区法</u>	（同左）																				
<u>特区規則</u>	（同左）																				
<u>総合特区規則</u>	<u>財務省関係総合特別区域法施行規則（平成23年財務省令第55号）をいう。</u>																				

改正後	改正前
1 「農業者」の範囲 <u>構造特区法</u>第28条第1項に規定する「農業者」には、農業を営業者のほか、次に掲げる者が含まれる。 (1) <u>構造特区規則</u>第1条第1項第1号又は同条第2項第1号に規定する農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。） (2) <u>構造特区規則</u>第1条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。） 2 「当該果実」の範囲 <u>構造特区規則</u>第1条第1項第1号又は第2号に掲げる「当該果実」には、同項第1号に規定する農業経営者又は同項第2号に規定する農業生産法人が生産した果実のうち、同項第1号に規定する農業経営者の同居親族等又は同項第2号に規定する農業生産法人の組合員等がその生産に直接従事したもの及びこれと同一の種類のものが含まれる。 また、同項第3号に掲げる「当該果実」は同号に規定する自ら生産した果実と同一の種類のものとする。 これらの場合において、同一の種類の果実かどうかの判定は、日本標準商品分類の分類番号の最初の5桁を基準として行うものとする。 (削除) 第3項関係 「販売」の意義 <u>構造特区法</u>第28条第3項に規定する「販売」とは、販売代金その他名目のいかなを問わず対価を得て行われる譲渡をいうのであり、無償による譲渡は含まれないのであるから留意する。 第28条の2 第1項関係 1 「農産物」の定義 <u>構造特区法</u>第28条の2第1項に規定する「農産物」とは、日本標準商品分類の「69農産食品」及び「70畜産食品」に属する物品とする。	1 「農業者」の範囲 <u>特区法</u>第28条第1項に規定する「農業者」には、農業を営業者のほか、次に掲げる者が含まれる。 (1) <u>特区規則</u>第1条第1項第1号又は同条第2項第1号に規定する農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。） (2) <u>特区規則</u>第1条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。） 2 「当該果実」の範囲 <u>特区規則</u>第1条第1項第1号又は第2号に掲げる「当該果実」には、同項第1号に規定する農業経営者又は同項第2号に規定する農業生産法人が生産した果実のうち、同項第1号に規定する農業経営者の同居親族等又は同項第2号に規定する農業生産法人の組合員等がその生産に直接従事したもの及びこれと同一の種類のものが含まれる。 また、同項第3号に掲げる「当該果実」は同号に規定する自ら生産した果実と同一の種類のものとする。 これらの場合において、同一の種類の果実かどうかの判定は、日本標準商品分類の分類番号の最初の5桁を基準として行うものとする。 3 「その他気象上の原因による災害」の範囲 <u>特区規則</u>第1条第1項第3号及び第2項第3号に規定する「その他気象上の原因による災害」には、例えば、<u>ひょう害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雨害湿潤害、冷湿害、土壤湿潤害、雷害、地すべりの害等</u>が含まれる。 第3項関係 「販売」の意義 <u>特区法</u>第28条第3項に規定する「販売」とは、販売代金その他名目のいかなを問わず対価を得て行われる譲渡をいうのであり、無償による譲渡は含まれないのであるから留意する。 第28条の2 第1項関係 1 「農産物」の定義 <u>特区法</u>第28条の2第1項に規定する「農産物」とは、日本標準商品分類の「69農産食品」及び「70畜産食品」に属する物品とする。

改正後	改正前
2 「水産物」の定義 <u>構造特区法第28条の2第1項に規定する「水産物」とは、日本標準商品分類の「71水産食品」に属する物品とする。</u> 3 「加工品」の定義 <u>構造特区法第28条の2第1項に規定する「加工品」とは、日本標準商品分類の「72農産加工食品」、「73畜産加工食品」及び「74水産加工食品」に属する物品とする。</u> 4 「特区内農産物等と同一の種類のもの」の判定 <u>構造特区規則第3条第2項に規定する「特区内農産物等と同一の種類のもの」かどうかの判定は、日本標準商品分類の分類番号の最初の5桁を基準として行うものとする。</u> 第7編の3 総合特別区域法関係 <u>第14条の2及び第37条の2</u> <u>（共通関係）</u> 1 構造改革特別区域法に規定する酒税法の特例の適用 <u>総合特区法においては、同法第14条の2第3項又は同法第37条の2第3項の規定により構造特区法第28条又は同法第28条の2《酒税法の特例》の規定が適用されることに留意する。</u> 2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い <u>法第11条第1項の規定により製造する酒類の範囲についての条件は、次による。</u> (1) <u>構造特区法第28条第1項第1号に規定する「果実酒の製造免許」を付与するとき</u> <u>「総合特別区域法（平成23年法律第81号）第14条の2第3項（又は第37条の2第3項）の規定により適用される構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条第1項第1号に掲げる酒類に限る。」旨。</u> (2) <u>構造特区法第28条第1項第2号に規定する「その他の醸造酒の製造免許」を付与するとき</u> <u>「総合特別区域法（平成23年法律第81号）第14条の2第3項（又は第37条の2第3項）の規定により適用される構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条第1項第2号に掲げる酒類に限る。」旨。</u> (3) <u>構造特区法第28条の2第1項第1号に規定する「果実酒の製造免許」を付与するとき</u> <u>「総合特別区域法（平成23年法律第81号）第14条の2第3項（又は第37条の2第3項）の規定により適用される構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第</u>	2 「水産物」の定義 <u>特区法第28条の2第1項に規定する「水産物」とは、日本標準商品分類の「71水産食品」に属する物品とする。</u> 3 「加工品」の定義 <u>特区法第28条の2第1項に規定する「加工品」とは、日本標準商品分類の「72農産加工食品」、「73畜産加工食品」及び「74水産加工食品」に属する物品とする。</u> 4 「特区内農産物等と同一の種類のもの」の判定 <u>特区規則第3条第2項に規定する「特区内農産物等と同一の種類のもの」かどうかの判定は、日本標準商品分類の分類番号の最初の5桁を基準として行うものとする。</u> 第7編の3 総合特別区域法関係 （新設）

改正後	改正前
28条の2第1項第1号に掲げる酒類に限る。」旨。 (4) <u>構造特区法第28条の2第1項第2号に規定する「リキュールの製造免許」を付与するとき</u> <u>「総合特別区域法（平成23年法律第81号）第14条の2第3項（又は第37条の2第3項）の規定により適用される構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の2第1項第2号に掲げる酒類に限る。」旨。</u> (削除)	<u>第46条及び第47条</u> <u>（共通関係）</u> <u>1 「果実」の定義</u> <u>総合特区法第46条及び同法第47条に規定する「果実」の定義については、第7編の2第28条及び第28条の2（共通関係）の1<「果実」の定義>の定めを準用する。</u> <u>2 「生産」の意義</u> <u>総合特区法第46条及び同法第47条に規定する「生産」の意義については、第7編の2第28条及び第28条の2（共通関係）の2<「生産」の意義>の定めを準用する。</u> <u>第46条 酒税法の特例</u> <u>第1項及び第2項関係</u> <u>1 「農業者」の範囲</u> <u>総合特区法第46条第1項に規定する「農業者」の範囲については、第7編の2第28条（酒税法の特例）第1項及び第2項関係の1<「農業者」の範囲>の定めを準用する。この場合において、「特区法第28条」とあるのは「総合特区法第46条」と、「特区規則第1条」とあるのは「総合特区規則第1条」と読み替えるものとする。</u> <u>2 「当該果実」の範囲</u> <u>総合特区規則第1条第1項に掲げる「当該果実」の範囲については、第7編の2第28条（酒税法の特例）第1項及び第2項関係の2<「当該果実」の範囲>の定めを準用する。この場合において、「特区規則第1条」とあるのは「総合特区規則第1条」と読み替えるものとする。</u> <u>3 「その他気象上の原因による災害」の範囲</u> <u>総合特区規則第1条第1項及び第2項に規定する「その他気象上の原因による災害」の範囲については、第7編の2第28条（酒税法の特例）第1項及び第2項関係の3<「その他気象上の原因による災害」の範囲>の定めを準用する。</u> <u>第3項関係</u> <u>「販売」の意義</u> <u>総合特区法第46条第3項に規定する「販売」の意義については、第7編の2第28条（酒税法の特例）第3項関</u>

改正後	改正前
	<u>係<「販売」の意義>の定めを準用する。</u> 第47条 第1項関係 1 「農産物」の定義 <u>総合特区法第47条第1項に規定する「農産物」とは、日本標準商品分類の「69 農産食品」及び「70 畜産食品」に属する物品のうち、「69-95 砂糖」、「69-96 糖みつ」、「69-97 糖類」及び「70-4 はちみつ」以外のものとする。</u> <u>ただし、同号に規定する当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した物品が、「69-95 砂糖」、「69-96 糖みつ」、「69-97 糖類」又は「70-4 はちみつ」に属するものである場合には、当該物品は農産物に含まれるものとする。</u> 2 農産物の使用割合 <u>総合特区法第47条第1項の規定の適用を受けて同項第2号に規定するリキュールの製造免許を受けた者が、同号に掲げるリキュールを製造する場合の当該リキュールの原料に占める「農産物」の割合は、第7編の2第28条の2第1項関係の2<農産物の使用割合>の定めを準用する。</u>